

議案第55号

福岡市職員等旅費支給条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、性の多様性が尊重される社会の実現に資するため、扶養親族移転料等の算定の基礎となる扶養親族の範囲を拡大する等の必要があるによる。

福岡市職員等旅費支給条例の一部を改正する条例

福岡市職員等旅費支給条例（昭和28年福岡市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「在勤公署」の次に「（常時勤務する在勤公署のない職員については、その住所又は居所）」を加え、同項第6号中「ある者」の次に「及び婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係を形成した者として市長が定めるもの」を加える。

第5条第4項ただし書を次のように改める。

ただし、これによることができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

第5条第5項中「口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した」を「前項ただし書の規定により旅行命令簿等を提示しなかつた」に、「、すみやかに」を「速やかに」に改める。

第13条を次のように改める。

（鉄道賃）

第13条 鉄道賃は、次に掲げるものを支給する。

- (1) その乗車に要する旅客運賃
- (2) 急行料金を徴する特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの場合には、前号に規定する旅客運賃のほか、急行料金
- (3) 規則で定める者が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による福岡県外の旅行を

する場合には、第1号に規定する旅客運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

- (4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの場合には、第1号に規定する旅客運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

第27条を次のように改める。

第27条 各機関の長は、旅行者が市用の交通機関等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給したとした場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなるときは、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

第28条中「職員の旅行で」を「各機関の長は、旅行者が」に、「当該旅行に」を「、当該旅行に」に改める。

第29条を削り、第30条を第29条とする。

附則第4項中「鉄道賃及び」及び「、第13条第2項第1号中「上級の運賃」とあるのは「別表第1に規定する特等級及び1等級の者にあつては上級の運賃、2等級以下の者にあつては下級の運賃」と、同条第5項中「第2項第2号」とあるのは「別表第1に規定する特等級及び1等級の者が第2項第2号」と」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の福岡市職員等旅費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。